

沖縄青少年勉学支援実施要綱

(目的)

- 第1条 本土（沖縄県以外の都道府県をいう。以下同じ。）において働きながら学ぶ沖縄出身青少年の勉学に対する支援金を給付し、青少年の健全育成に資することを目的とする。
- 2 前項の支援金を勉学支援金といい、勉学支援金の給付を受ける者を勉学支援生という。
 - 3 勉学支援金は返済義務を要しない。

(対象者)

第2条 本土において働きながら学ぶ沖縄県出身者でいずれにも該当する者とする。

- (1) 25歳以下の者
- (2) 大学（短期大学、大学院を含む）、専修学校及び各種学校、通信教育を行う教育施設等に在学している者
- (3) 勤労収入により生計を維持している者
- (4) 保護者が沖縄県内に居住している者

(募集人員及び勉学支援金額)

- 第3条 募集人員は公益財団法人沖縄協会（以下「当協会」という。）の財務状況に応じ各年度ごとに決定する。
- 2 勉学支援金額は一人年額 60,000 円（月額 5,000 円）とする。

(支援期間)

第4条 支援の開始は当該年度の4月とし、支援の終了は申請時に報告のあった就学課程修了時とする。但し、留年及び休学の場合は支援を中止する。

(支給方法)

第5条 勉学支援金は、当該年度の4月から9月までの6カ月分（前期分）と、10月から3月までの6カ月分（後期分）の2回に分けて勉学支援生の銀行口座に振り込む。

(募集)

第6条 勉学支援生の募集案内は次により行う。

- (1) 勉学支援実施の前年11月に沖縄県内すべての高等学校あてこの要綱及び別紙「勉学支援申請書」（以下「申請書」という。）を送付する。
 - (2) 当協会ホームページにこの要綱及び申請書を掲載する。
- 2 勉学支援の受給を希望する者は、申請書と在学証明書及び在職証明書を添えて当協会に提出する。提出された書類は、返却しない。
 - 3 募集期間は勉学支援実施年度の4月1日から6月30日までとする。

(決定)

第7条 当該年度の勉学支援生は、勉学支援金審査委員会において、第6条第2項で提出された書類を審査し決定する。

- 2 前項により勉学支援生を決定したときは、勉学支援生に決定した者に勉学支援金額、勉学支援金給付の時期その他必要事項を文書で通知する。
- 3 勉学支援金審査委員会については、別に定める。

(進級及び卒業の確認)

第8条 進級及び卒業については次の方法により確認する。

- (1) 勉学支援生が進級したときは、所定の進級報告書に新学年の在学証明書及び在職証明書を添付し4月30日(必着)までに当協会に提出する。提出のない場合は支援を中止する。
- (2) 勉学支援生が卒業したときは、所定の卒業報告書及び卒業証明書を当協会に提出しなければならない。

附則

この要綱は、昭和48年8月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成1年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から実施する。
- 2 平成21年度の勉学支援金の給付方法については、従前の例による。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和2年7月27日から実施する。